



佐賀県公報

平成16年
3月1日
(月曜日)
第 12423号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目 次 告 示

○道路の区域の変更

○道路の供用開始

○道路の区域の変更

○建築基準法に基づく建築物に係る制限

○道路の区域の変更

○道路の供用開始

○道路の区域の変更

(一六四・道 路 課) 一
(一六五・ ") 一
(一六六・ ") 二
(一六七・ ") 二
(一六八・建築住宅課) 二
(一六九・ ") 三
(一七〇・ ") 三
(一七一・ ") 四

(労 働 課) 四
(") 八

(建築住宅課) 二

●佐賀県告示第百六十四号
道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その区域を表示した図面は、平成十六年三月一日から平成十六年三月三十一日まで佐賀県土木部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年三月一日

佐賀県知事 古川 康

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その区域を表示した図面は、平成十六年三月一日から平成十六年三月三十一日まで佐賀県土木部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年三月一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道 路 の 区 間	道 路 の 区 間	後 の 別 前	幅 メートル	延 メートル	域
一般国道 二六三号	神埼郡三瀬村大字三瀬字長畑一六一 九番一地先から 神埼郡三瀬村大字三瀬字今原四六七 番一地先まで	神埼郡三瀬村大字三瀬字宿一四〇八 番一地先から 神埼郡三瀬村大字三瀬字今原五三一 番一地先まで	一〇・四	五一・〇	一、五〇一・〇	
前	二六・五	二六・五	一〇・四	五一・〇	一、五〇一・〇	
三一・五	七・三	五二・六	一〇・四	五一・〇	一、五〇一・〇	
七・三	一、五四三・七	五二・六	一〇・四	五一・〇	一、五〇一・〇	

道路の種類 及び路線名	道 路 の 区 間		後 の 別 前	幅 メートル	区 域
	区	間			
鳥栖市幸津町字下川原七九二番一地 先から	鳥栖市儀徳町字荊四九七番一地先まで	鳥栖市儀徳町字前田二二一三番一地	二二・六	五三三・〇	延長
鳥栖市幸津町字下川原七九二番一地 先から	鳥栖市あさひ新町九四九番二一地先まで	鳥栖市儀徳町字前田二二一三番一地	一八・五	一九九・六	メートル
鳥栖市幸津町字下川原七九二番一地 先から	鳥栖市儀徳町字荊四九七番一地先まで	鳥栖市儀徳町字前田二二一三番一地	九・〇	一〇・五	メートル
鳥栖市幸津町字下川原七九二番一地 先から	鳥栖市儀徳町字荊四九七番一地先まで	鳥栖市儀徳町字前田二二一三番一地	五・五	一〇・六	メートル
鳥栖市幸津町字下川原七九二番一地 先から	鳥栖市あさひ新町九四九番二一地先まで	鳥栖市儀徳町字前田二二一三番一地	一四・〇	一四・〇	メートル
鳥栖市幸津町字下川原七九二番一地 先から	鳥栖市あさひ新町九四九番二一地先まで	鳥栖市儀徳町字前田二二一三番一地	七・五	五・五	メートル
鳥栖市幸津町字下川原七九二番一地 先から	鳥栖市あさひ新町九四九番二一地先まで	鳥栖市儀徳町字前田二二一三番一地	一〇〇・二	五三四・七	メートル

●佐賀県告示第百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次とおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十六年三月一日から平成十六年三月三十一日まで佐賀県土木部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年三月一日

佐賀県知事 古川 康

路線名 供用開始の区間

県道 中原鳥栖線 鳥栖市幸津町字下川原七九二番一地先から
鳥栖市儀徳町字荊四九七番一地先まで
鳥栖市あさひ新町九四九番二一地先まで

道路の種類 及び路線名	道 路 の 区 間		後 の 別 前	幅 メートル	区 域
	区	間			
伊万里市新天町字坂口一九六番一四 地先から	伊万里市新天町字坂口一九六番一四 地先から	伊万里市新天町字坂口一九六番一四 地先から	四〇・〇	二〇〇・五	延長
伊万里市新天町字坂口一九六番一四 地先から	伊万里市新天町字坂口一九六番一四 地先から	伊万里市新天町字坂口一九六番一四 地先から	七・二	一三・六	メートル
伊万里市新天町字坂口一九六番一四 地先から	伊万里市新天町字坂口一九六番一四 地先から	伊万里市新天町字坂口一九六番一四 地先から	一三・六	一三・六	メートル
伊万里市新天町字坂口一九六番一四 地先から	伊万里市新天町字坂口一九六番一四 地先から	伊万里市新天町字坂口一九六番一四 地先から	七・二	七・二	メートル
伊万里市新天町字坂口一九六番一四 地先から	伊万里市新天町字坂口一九六番一四 地先から	伊万里市新天町字坂口一九六番一四 地先から	二〇一・一	二〇一・一	メートル
伊万里市新天町字坂口一九六番一四 地先から	伊万里市新天町字坂口一九六番一四 地先から	伊万里市新天町字坂口一九六番一四 地先から	一三・六	一三・六	メートル
伊万里市新天町字坂口一九六番一四 地先から	伊万里市新天町字坂口一九六番一四 地先から	伊万里市新天町字坂口一九六番一四 地先から	七・二	七・二	メートル
伊万里市新天町字坂口一九六番一四 地先から	伊万里市新天町字坂口一九六番一四 地先から	伊万里市新天町字坂口一九六番一四 地先から	二〇一・一	二〇一・一	メートル

●佐賀県告示第百六十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第五十二条第一項第六号、第五十三条第一項第六号並びに第五十六条第一項第一号及び第二号ニの規定に基づき、建築物に係る制限を定める区域を次のとおり指定し、及び当該区域に係る数値を次のとおり決定し、平成十六年五月一日から適用する。

なお、当該指定及び決定に係る関係図書を佐賀県土木部建築住宅課及び有田町において縦覧に供する。

平成十六年三月一日

佐賀県知事 古川 康

一 指定した区域

有田都市計画区域のうち、有田町内の用途地域の指定のない区域

二 決定した数値

法第五十二条 第一項第六号 に掲げる数値 (容積率)	法第五十三条 第一項第六号 に掲げる数値 (建ぺい率)	法別表第三(に)欄の 五の項に掲げる数 値(道路斜線制限 のこう配)	法第五十六条第一 項第二号ニに掲げ る数値(隣地斜線 制限のこう配)
十分の二十	十分の六	一・五	一・二五

●佐賀県告示第百六十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第五十二条第一項第六号、第五十三条第一項第六号並びに第五十六条第一項第一号及び第二号ニの規定に基づき、建築物に係る制限を定める区域を次のとおり指定し、及び当該区域に係る数値を次のとおり決定し、平成十六年五月一日から適用する。

なお、当該指定及び決定に係る関係図書を佐賀県土木部建築住宅課及び西有田町において縦覧に供する。

平成十六年三月一日

佐賀県知事 古川 康

一 指定した区域

有田都市計画区域のうち、西有田町の区域

二 決定した数値

法第五十二条 第一項第六号 に掲げる数値 (容積率)	法第五十三条 第一項第六号 に掲げる数値 (建ぺい率)	法別表第三(に)欄の 五の項に掲げる数 値(道路斜線制限 のこう配)	法第五十六条第一 項第二号ニに掲げ る数値(隣地斜線 制限のこう配)
十分の二十	十分の六	一・五	一・二五

●佐賀県告示第百七十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第五十二条第一項第六号、第五十三条第一項第六号並びに第五十六条第一項第一号及び第二号ニの規定に基づき、建築物に係る制限を定める区域を次のとおり指定し、及び当該区域に係る数値を次のとおり決定し、平成十六年五月一日から適用する。

なお、当該指定及び決定に係る関係図書を佐賀県土木部建築住宅課及び鳥栖市において縦覧に供する。

平成十六年三月一日

佐賀県知事 古川 康

一 指定した区域

鳥栖基山都市計画区域のうち、鳥栖市内の用途地域の指定のない区域

二 決定した数値

九州横断自動車道以 北かつ鳥栖・筑紫野 有料道路以西の区域 (用途地域指定区域 を除く。)	法第五十二条 第一項第六号 に掲げる数 値(容 積率)	法第五十三条 第一項第六号 に掲げる数 値(建 ぺい率)	法別表第三(に)欄の 五の項に掲げる 数値(道路 斜線制限 のこう配)
十分の十			
十分の六			
一・五			
一・二五			

右に掲げる区域以外 の区域	十分の二十
------------------	-------

●佐賀県知事第471号

建築基準法（昭和15年法律第110号。以下「法」）及び第511条第一項第六号並びに第五十六条第一項第六号並びに第五十二条第一項第一号及び第一号の規定に基いて、建築物に係る制限を定める区域を次のとおり決定し、及び当該区域に係る数値を次のとおり決定し、平成十六年五月一日から適用する。

なお、当該指定及び決定に係る関係図書を佐賀県土木部建築住宅課及び基山町に於て総覽に供する。

平成十六年三月一日

佐賀県知事 古川 康

一 指定した区域
鳥栖基山都市計画区域のうち、基山町内 の用途地域の指定のなこ区域
一一 決定した数値

法第五十二条 第一項第六号 に掲げる数値 (容積率)	法第五十二条 第一項第六号 に掲げる数値 (建ぺい率)	法第五十二条 第一項第六号 に掲げる数値 (容積率の 割合)
十分の十	十分の六	一・五

○ 公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、平成16年度前期技能検定を次のとおり実施します。

平成16年3月1日

佐賀県知事 古川 康	1 実施職種
	(1) 1級及び2級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業）、金属熱処理（一般熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、數值制御旋盤作業、數值制御フライス盤作業、マシニングセンタ作業及び精密器具製作作業）、放電加工（ワイヤ放電加工作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（製缶作業及び構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業及びダクト板金作業）、工場板金（曲げ板金作業及び打出し板金作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、陶磁器製造（絵付け作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、タイル張り（タイル張り作業）、畠製作（畠製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シリリング防水工事作業及びFRP防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業及びボード仕上げ工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業及び吹付け硬質ウレタンフォーム断熱工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、表装（表具作業及び壁装作業）、塗装（木工塗装作業、建築塗装作業、金属塗装作業及び噴霧塗装作業）、広告美術仕上げ（広告面ペイント仕上げ作業）及びフラー装飾（フラー装飾作業）

(2) 3級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、金属熱処理

(一般熱処理作業)、機械加工(普通旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、数値制御旋盤作業及びマシニングセンタ作業)、仕上げ(機械組立仕上げ作業)、機械保全(機械系保全作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、とび(とび作業)及び内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業及びボード仕上げ工事作業)

(3) 級の区分のないもの(以下「単一等級」という。)

路面標示施工(溶融ペイントハンドマーク工事作業)、塗料調色(調色作業)及び産業洗浄(高圧洗浄作業)

2 試験の方法

技能検定は、実技試験及び学科試験(以下「技能検定試験」という。)によって行います。

3 技能検定試験の手数料、実施期日、実施場所等

- (1) 実技試験
- ア 手数料
 - (ア) 1級及び2級

検定職種	実技試験の試験科目	金額(円)
園芸装飾	室内園芸装飾作業	15,700
造園	造園工事作業	15,700
造鉄	鋳鉄鋸物鋸造作業	15,700
金属熱処理	一般熱処理作業	15,700
機械加工	普通旋盤作業	15,700
フライス盤作業	フライス盤作業	15,700
平面研削盤作業	平面研削盤作業	15,700
数値制御旋盤作業	数値制御旋盤作業	15,700
マシニングセンタ作業	マシニングセンタ作業	15,700
精密器具製作作業	精密器具製作作業	15,700

放電加工	ワイヤ放電加工作業	15,700
金属プレス加工	金属プレス作業	15,700
鉄工	製缶作業	15,700
建築板金	構造物鉄工作業	15,700
工場板金	内外装板金作業	15,700
仕上げ	ダクト板金作業	15,700
打出し板金作業	曲げ板金作業	15,700
金型仕上げ作業	打出し板金作業	15,700
治工具仕上げ作業	金型仕上げ作業	15,700
機械組立仕上げ作業	機械組立仕上げ作業	15,700
電子機器組立て	電子機器組立て作業	15,700
電気機器組立て	電子機器組立て作業	15,700
建設機械整備	建設機械整備作業	15,700
婦人子供服製作	婦人子供服製作作業	15,700
家具製作	建設機械整備作業	13,000
家具建具製作	婦人子供注文服製作作業	15,700
木製建具手加工作業	家具手加工作業	15,700
プラスチック成形	木製建具手加工作業	15,700
射出成形作業	射出成形作業	15,700
形陶磁器製造	射出成形作業	15,700
とび官作業	射出成形作業	15,700
左官作業	射出成形作業	15,700
タイル張り作業	射出成形作業	15,700
タイル張り作業	射出成形作業	15,700
壁面防水施工	射出成形作業	15,700
内装仕上げ施工	射出成形作業	15,700
カーペット系床仕上げ工事作業	射出成形作業	15,700

鋼製下地工事作業 ボード仕上げ工事作業 保温保冷工事作業 吹付け硬質ウレタンフォーム断熱工事	15,700 15,700 15,700 15,700	ボード仕上げ工事作業	15,700
(イ) 3級(高等学校等の在校生を除く。)			
検定職種	実技試験の試験科目	金額(円)	
園芸装飾園造園工事作業	室内園芸装飾作業	15,700	園芸装飾
金属熱処理機械加工	一般熱処理作業	15,700	造園工事作業
機械加工	普通旋盤作業	15,700	金属熱処理
機械加工	平面研削盤作業	15,700	機械加工
機械加工	数値制御旋盤作業	15,700	平面研削盤
機械加工	マシンニングセンタ作業	15,700	数値制御旋盤
機械加工	機械組立仕上げ作業	15,700	マシンニングセンタ
機械加工	機械系保全作業	15,700	機械組立仕上げ
機械加工	電子機器組立て作業	15,700	機械系保全
機械加工	電子機器組立て作業	15,700	電子機器組立て
機械加工	プラスチック系床仕上げ工事作業	15,700	プラスチック系床
機械加工	ボード仕上げ工事作業	15,700	ボード仕上げ
(エ) 単一等級			
検定職種	実技試験の試験科目	金額(円)	
路面標示施工塗料調色	溶融ペイントハンドマーク工事作業	15,700	路面標示施工
産業洗浄	調色作業	15,700	塗料調色
産業洗浄	高压洗浄作業	15,700	産業洗浄
イ 実施期日			
実技試験は、平成16年6月14日(月曜日)から平成16年9月5日(日曜日)までの間ににおいて、佐賀県職業能力開発協会が別に指定する日に行います。			

ウ 実施場所
実技試験の実施場所は、別途佐賀県職業能力開発協会から通知します。

エ 問題の公表
実技試験の問題は、あらかじめ平成16年6月7日(月曜日)に佐賀県職業能力開発協会において掲示します。ただし、一部の職種については、公表しません。

(2) 学科試験

ア 手数料 3,100円

イ 実施期日
(ア) 1級及び2級

検定職種	実施期日
造園 金属熱処理 金属プレス加工 プラスチック成形 とび 防水施工 サッシ施工 燃装	平成16年8月22日(日曜日)

ウ 実施場所
実施場所は、別途佐賀県職業能力開発協会から通知します。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)
イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

鋳造 放電加工 建築板金 工場板金 仕上げ 電気機器組立て 陶磁器製造 タイル張り 熱絶縁施工 表装 フラワー装飾	平成16年9月5日(日曜日)
(3) 受付期間	平成16年4月5日(月曜日)から平成16年4月16日(金曜日)まで。ただし、土曜日及び日曜日は除きます。

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙は、佐賀県職業能力開発協会で配布します。

検定職種	実施期日
園芸装飾 機械保全 電子機器組立て 内装仕上げ施工	平成16年8月1日(日曜日)
金属熱処理	平成16年8月22日(日曜日)

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表に「技能検定受検申請書請求」と朱書きし、返信用封筒（あて先を記入し、90円切手はつたもの）を同封してください。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書きしてください。

なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封してください。

5 手数料の納付方法

実技試験の手数料及び学科試験の手数料は、現金で申請書に添えて納付してください。ただし、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しません。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しません。

6 合格の発表等

(1) 合格通知

技能検定合格者については、県からその旨を通知し、実技試験又は学科試験のいずれか一方のみに合格した者については、佐賀県職業能力開発協会から書面でその旨を通知します。また、3級職種（金属熱処理を除く）技能検定合格者の氏名は平成16年9月1日（水曜日）付けの、それ以外の等級・職種の技能検定合格者の氏名は平成16年10月5日（火曜日）付けの佐賀県公報で公告します。

(2) 技能検定合格証書の交付

1級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣から、2級及び3級の技能検定の合格者には知事から合格証書が交付されるほか、厚生労働大臣から技能検定の合格者に技能士章が交付されます。

7 その他

技能検定について不明な点は、佐賀県経済部労働課（郵便番号840-8570

佐賀市城内一丁目1番59号 電話0952-25-7101 又は佐賀県職業能力開発協会（郵便番号840-0814 佐賀市成章町1番15号 電話0952-24-6408）に問い合わせください。

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、平成16年度随時技能検定を次のとおり実施します。

平成16年3月1日

佐賀県知事 古川 康

1 実施職種

随時実施 3級、基礎1級及び基礎2級
さく井（ハーカッショーン式さく井工事作業及びロータリーア式さく井工事作業）、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業、銅合金鋳物鋳造作業及び軽合金鋳物鋳造作業）、鍛造（ハンマ型鍛造作業及びプレス型鍛造作業）、機械加工（普通旋盤作業及びフライス盤作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（ダクト板金作業）、工場板金（機械板金作業）、めっき（電気めっき作業及び溶融亜鉛めっき作業）、アルミニウム陽極酸化処理（陽極酸化処理作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、ダイカスト（ホットチャンバダイカスト作業及びコールドチャンバダイカスト作業）、機械保全（機械系保全作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業及び回転電機巻線製作作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業及びプリント配線板製造作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、染色（糸浸染作業）、ニット製品製造（丸編みニット製造作業及び靴下製造作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服製造作業）、紳士服製造（紳士既製服製造作業）、寝具製作（寝具製作作業）、帆布製品製造（帆布製品製造作業）、布はく縫製（ワ

イシヤツ(製造作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、印刷(オフセット印刷作業)、製本(書籍製本作業、雑誌製本作業及び商業印刷物製本作業)、プラスチック成形(圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業)、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、石材施工(石材加工作業及び石張り作業)、ハム・ソーセージ・ベーコン製造(ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業)、水産練り製品製造(かまぼこ製品製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、タイル張り(タイル張り作業)、配管(建築配管作業及びプラント配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(シリリング防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業及びカーテン工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、ウェルボイント施工(ウェルボイント工事作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業及び噴霧塗装作業)及び工業包装(工業包装作業)

なお、3級の試験については、受検しようとする職種に係る基礎1級又は基礎2級に合格した者に限り受けることができるものとします。

技能検定は、実技試験及び学科試験（以下「技能検定試験」という。）によって行います。

技能検定試験の手数料、実施期日、実施場所等

検定職種	実技試験の試験科目	金額(円)
さく井	パーカッシュョン式さく井工事作業 ロータリー式さく井工事作業	15,700 15,700
鋸造	銅合金鋸物鋸造作業 軽合金鋸物鋸造作業 ハンマ型鋸造作業 プレス型鋸造作業	15,700 15,700 15,700 15,700
機械加工	普通旋盤作業 フライス盤作業 金属プレス作業 構造物鋸工作業	15,700 15,700 15,700 15,700
金属加工	板金作業 ダクト板金作業 機械板金作業 電気めつき作業	15,700 15,700 15,700 15,700
アルミニウム陽極酸化処理	溶融亜鉛めつき作業 陽極酸化処理作業	15,700 15,700
仕上げ	治工具仕上げ作業 金型仕上げ作業 機械組立仕上げ作業	15,700 15,700 15,700
機械検査	機械検査作業 ホットチャンバダイカスト作業 コードチャンバダイカスト作業	13,000 15,700 15,700
機械保全	機械系保全作業 電子機器組立て作業	15,700 15,700
電気機器組立て	回転電機組立て作業 変圧器組立て作業	15,700 15,700
回転電機組立て作業	配電盤・制御盤組立て作業 開閉制御機器組立て作業	15,700 15,700
回転電機巻線製作作業		15,700

プリント配線板 製造	プリント配線板設置作業	かわらぶき どび	かわらぶき作業	15,700
冷凍空気調和機 器施工	プリント配線板製造作業	官 左	どび作業	15,700
染 色	冷凍空気調和機器施工作業	タイル張り 管	左官作業	15,700
ニット製品製造	丸編みニット製造作業	型枠施 工	タイル張り作業	15,700
婦人子供服製造	靴下製造作業	鉄筋施 工	建築配管作業	15,700
紳士服製造	婦人子供既製服製造作業	コンクリート圧 送施工	プラント配管作業	15,700
寝 具 製 作	紳士既製服製造作業	防水施工	型枠工事作業	15,700
帆布製品製造	寝具製作作業	内装仕上げ施工	鉄筋組立て作業	15,700
はく縫製	帆布製品製造作業	シーリング防水工事作業	コンクリート圧送工事作業	15,700
家具製作	ワインチャツ製造作業	プラスチック系床仕上げ工事作業	シーリング防水工事作業	15,700
木製建具製作	家具手加工作業	カーペット系床仕上げ工事作業	プラスチック系床仕上げ工事作業	15,700
オフセッタ印刷	木製建具手加工作業	鋼製下地工事作業	カーペット系床仕上げ工事作業	15,700
本 製	オフセッタ印刷作業	ボード仕上げ工事作業	鋼製下地工事作業	15,700
雑誌製本作業	商業印刷物製本作業	カーテン工事作業	ボード仕上げ工事作業	15,700
形 成	圧縮成形作業	サッシ施工	カーテン工事作業	15,700
プラスチック成 形	射出成形作業	ビル用サッシ施工作業	サッシ施工	15,700
強化プラスチッ ク成形	インフレーション成形作業	ウェルポイント施工	ビル用サッシ施工作業	15,700
石 材 施 工	手積み積層成形作業	表装	ウェルポイント工事作業	15,700
ハム・ソーセー ジ・ベーコン製 造	石材加工作業	壁装	ウェルポイント工事作業	15,700
水産練り製品製 造	石張り作業	建築塗装作業	壁装	15,700
建 築 大 工	ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業	金属塗装作業	建築塗装作業	15,700
	かまぼこ製品製造作業	鋼橋塗装作業	金属塗装作業	15,700
	大工工事作業	噴霧塗装作業	鋼橋塗装作業	15,700
		工業包装	噴霧塗装作業	15,700
		工業包装	工業包装作業	15,700
実施期日				
実技試験は、平成16年4月1日(木)から平成17年3月31日(木)まで の間ににおいて、佐賀県職業能力開発協会が別に指定する日に行います。				
実施場所				

実技試験の実施場所は、別途佐賀県職業能力開発協会から通知します。

工 問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ受検申請者に公表します。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しません。

(2) 学科試験

ア 手数料 3,100円

イ 実施期日

学科試験は、平成16年4月1日（木）から平成17年3月31日（木）までの間において、佐賀県職業能力開発協会が別に指定する日に行います。

ウ 実施場所

学科試験の実施場所は、別途佐賀県職業能力開発協会から通知します。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書類

(2) 提出先

佐賀県職業能力開発協会

郵便番号840-0814 佐賀市成章町1番15号 電話0952-24-6408

(3) 受付期間

原則として、試験日の30日前まで

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙は、佐賀県職業能力開発協会で配布します。
なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表に「技能検定受

検申請書在中」と朱書きし、返信用封筒（あて先を記入し、90円切手をはつたもの）を同封してください。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表に「技能検定受

申請書在中」と朱書きしてください。

なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封してください。

5 手数料の納付方法

実技試験の手数料及び学科試験の手数料は、現金で申請書に添えて納付してください。ただし、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しません。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しません。

6 合格の発表等

(1) 合格通知

技能検定合格者については、県からその旨を通知し、実技試験又は学科試験のいずれか一方のみに合格した者については、佐賀県職業能力開発協会から書面でその旨を通知します。

(2) 技能検定合格証書の交付

3級、基礎1級及び基礎2級の技能検定の合格者には、知事から合格証書が交付されます。

7 その他

随時技能検定は、外国人の技能実習制度に係る研修成果の評価及び習得技能等の認定に活用するものです。

なお、不明な点は、佐賀県経済部労働課（郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号 電話0952-25-7101）又は佐賀県職業能力開発協会（郵便番号840-0814 佐賀市成章町1番15号 電話0952-24-6408）に問い合わせてください。

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成16年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり行います。

なお、試験の実施に関する事務は、同法第15条の17第1項の規定により指定した財団法人建築技術教育普及センターが行います。

平成16年3月1日

佐賀県知事 古川 康

1 二級建築士試験の期日及び時間

(1) 学科の試験

平成16年7月4日（日曜日）午前10時から午後5時10分まで

(2) 設計図の試験

平成16年9月26日（日曜日）午前11時30分から午後4時まで

2 木造建築士試験の期日及び時間

(1) 学科の試験

平成16年7月25日（日曜日）午前10時から午後5時10分まで

(2) 設計図の試験

平成16年10月10日（日曜日）午前11時30分から午後4時まで

3 試験地（二級建築士試験及び木造建築士試験）

佐賀市

4 受験資格

次の各号のいずれかに該当する者

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学若しくは高等専門学校、

旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学若しくは旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において正規の建築に関する課程を修

めて卒業した者又はこれらの学校において正規の土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して1年以上の実務の経験を有する者

(2) 学校教育法による高等学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校において正規の建築又は土木に関する課程を修めて卒業した

後、建築に関して3年以上の実務の経験を有する者

(3) 知事が前2号と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

(4) 建築に関して7年以上の実務の経験を有する者

5 受験申込手続

(1) 受験申込の受付期間及び受付地

ア 平成16年4月12日（月曜日）から4月16日（金曜日）まで

佐賀市

イ 平成16年4月12日（月曜日）及び4月13日（火曜日）

唐津市

(2) 受付時間

午前10時から午後4時まで

(3) 受験申込手続

受験申込書の受付けは、原則として上記(1)の受付地に設ける受付場所に申込者が当該申込書を直接提出することにより行います。ただし、離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合は、勤務先の証明書又は住民票が添付されているものに限り、郵送による申込みを認めます。郵送の場合は、必ず書留速達によることとし、申込受付最終日までの消印のあるもので、あて先を明記し所要の郵便切手をはった受験票返送用封筒が同封されたもののみ受け付けます。

6 合格者の発表

平成16年12月9日（木曜日）頃

なお、「学科の試験」については、平成16年9月7日（火曜日）頃に発表します。

7 その他

(1) 設計図の課題は、平成16年6月23日（水曜日）頃から財団法人建築技術教育普及センター支部及び社団法人佐賀県建築士会の事務所に掲示するとともに、「学科の試験」の試験場においても掲示します。

(2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出てください。